

教育委員会（第11回）定例会

令和7年11月25日（火）

17時00分～18時30分

次 第

1 開会

2 議案

- 第49号議案 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議に係る意見の申出の臨時代理について
- 第50号議案 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議に係る意見の申出の臨時代理について
- 第51号議案 令和7年度教育費12月補正予算（第4号）に係る意見の申出の臨時代理について
- 第52号議案 令和8年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について
- 第53号議案 山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画の決定並びに久留米市立小学校及び中学校の廃止について
- 第54号議案 久留米市立義務教育学校設置条例に係る意見の申出の臨時代理について
- 第55号議案 久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定に係る意見の申出の臨時代理について

3 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和8年度久留米市立小・中・高・特別支援学校入学式の日程について
- (3) 久留米市中学校英語スピーチコンテスト実施報告
- (4) 小中学校における不登校の状況について
- (5) 令和7年度小学校水泳授業民間プール活用事業の実施について
- (6) 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について 非公開 当日配布
一部前回配布済

4 その他

5 今後のスケジュール

6 閉会

第 4 9 号議案

久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議に係
る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 7 年度末をもって、久留米市外三市町高等学校組合を解散することに伴い、事務の承継を規約に定める必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議に係
る意見の申出の臨時代理について

久留米市外三市町高等学校組合規約を変更することについて、別紙の
とおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議に係
る意見の申出について

久留米市外三市町高等学校組合規約を変更することについて、別紙の
とおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

令和 7 年度末をもって、久留米市外三市町高等学校組合を解散することに伴い、事務の承継を規約に定める必要が生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により関係市町と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市外三市町高等学校組合規約の一部を変更する規約

久留米市外三市町高等学校組合規約（昭和35年2月18日35地第163号許可）の一部を次のように変更する。

第13条の次に次の1条を加える。

（組合の解散に伴う事務の承継）

第14条 組合が解散した場合には、久留米市がその事務を承継する。

2 組合の解散時における精算金（歳入歳出差引額に未収金を加えた額から未払金を減じた額をいう。以下同じ。）については、関係市町に分配する。

3 前項の規定による精算金の分配割合は、前条に規定する関係市町の出担金の割合を準用する。この場合において、同条第3項中「前年度の5月1日現在における関係市町の在籍生徒数」とあるのは「平成17年度から令和7年度までの各年度の5月1日時点における生徒数の合計」と読み替えるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、解散に伴い必要な事項は、別途協議して定める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

久留米市外三市町高等学校組合規約（昭和35年2月18日35地第163号許可）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>久留米市外三市町高等学校組合規約 昭和35年2月18日地第163号許可</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>（新設）</p>	<p>久留米市外三市町高等学校組合規約 昭和35年2月18日地第163号許可</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>（組合の解散に伴う事務の承継）</p> <p>第14条 組合が解散した場合においては、久留米市がその事務を承継する。</p> <p>2 組合の解散時における精算金（歳入歳出差引額に未収金を加えた額から未払金を減じた額をいう。以下同じ。）については、関係市町に分配する。</p> <p>3 前項の規定による精算金の分配割合は、前条に規定する関係市町の分担金の割合を準用する。この場合において、同条第3項中「前年度の5月1日現在における関係市町の在籍生徒数」とあるのは「平成17年度から令和7年度までの各年度の5月1日時点における生徒数の合計」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、解散に伴い必要な事項は、別途協議して定める。</p> <p>附 則 略</p>

第 5 0 号議案

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分をするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議に係る意見の申出の臨時代理について

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議に係る意見の申出について

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市外三市町高等学校組合財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、久留米市外三市町高等学校組合（以下「組合」という。）の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

（趣旨）

第1条 この協議書は、組合の解散に伴い、久留米市、小郡市、朝倉市及び大刀洗町が財産処分について必要な事項を定めるものとする。

（組合の財産）

第2条 組合の財産は、次に定めるとおりとし、その全てを久留米市に帰属させる。

- (1) 土地 別紙のとおり
- (2) 建物 別紙のとおり
- (3) 備品 別紙のとおり

この協議の成立の証として本書4通を作成し、久留米市、小郡市、朝倉市及び大刀洗町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五

小郡市長 加地 良光

朝倉市長 林 裕二

大刀洗町長 中山 哲志

別紙

1 土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)
久留米市北野町中字万才丸	2 9 9 9 番 1	田	1, 3 8 1
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 0 番	田	4 8 2
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 2 番 1	田	2 9 3
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 3 番	田	2 1 4
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 4 番	田	7 0 6
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 4 番 2	雑種地	9 5
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 6 番	田	5 0
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 7 番	田	7 6 2
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 8 番	田	3 2 4
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 9 番 1	田	2 9 9
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 9 番 2	田	2 0 8
久留米市北野町中字万才丸	3 0 0 9 番 3	田	1 8
久留米市北野町中字万才丸	3 0 1 1 番 1	田	1, 6 3 7
久留米市北野町中字万才丸	3 0 1 1 番 3	学校用地	1 5 6
久留米市北野町中字惣伝寺	3 0 3 1 番 1	学校用地	3, 9 3 4
久留米市北野町中字惣伝寺	3 0 3 3 番 1	学校用地	4 8 3
久留米市北野町中字惣伝寺	3 0 4 0 番 1	学校用地	1, 8 8 9
久留米市北野町中字惣伝寺	3 0 4 2 番 1	学校用地	1, 0 6 9
久留米市北野町中字惣伝寺	3 0 4 6 番	学校用地	2, 6 9 8
久留米市北野町中字惣伝寺	3 0 5 0 番 1	学校用地	5, 1 9 5

2 建物

所在地 k (代表地番)	構造	用途	面積 (㎡)
久留米市北野町 中字惣伝寺30 50番1	鉄筋コンクリート造3階建	校舎	1,634
	鉄筋コンクリート造2階建	校舎	1,454
	木造平家建	倉庫	30
	鉄骨造平家建	倉庫	58
	コンクリートブロック造平家建	倉庫	30
	鉄骨造平家建	倉庫	24
	鉄筋コンクリート造3階建	校舎	457
	鉄筋コンクリート造3階建	校舎	2,166
	鉄骨造平家建	校舎	42
	鉄骨造平家建	校舎	46
	木造平家建	倉庫	20
	木造平家建	校舎	58
	鉄筋コンクリート造 3階建	校舎	1,206
	鉄骨造平家建	校舎	238
	鉄骨造2階建	校舎	169
	鉄骨造平家建	自転車 置場	84
鉄筋コンクリート造平家建	屋外 便所	28	

3 備品

種類	数量
端末・印刷機等	一式
什器等	一式
楽器等	一式
体育用具等	一式
家庭科用具等	一式
その他備品	一式

久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う事務の承継団体の決定と財産処分について

第49号議案 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議に係る意見の申出の臨時代理について

第50号議案 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議に係る意見の申出の臨時代理について

1 趣旨

令和8年3月31日をもって、久留米市外三市町高等学校組合（以下「組合」と記載します）が解散し、三井中央高校は閉校しますので、事務を承継する団体の決定及び組合が所有する財産の処分について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、組合の構成団体である久留米市、小郡市、朝倉市、大刀洗町の12月議会において同じ内容の議案を提案致します。

2 構成団体間の配分と分担

(1) 基本的な考え方

事務の承継や財産処分にあたり、構成団体間で配分や分担を行う必要がある場合は、組合規約における分担金の負担割合とします。

(2) 分担金の負担割合

分担金の負担割合は、構成団体割（2割）と生徒割（8割）で構成されており、その内容は次のとおりです。

[団体割] 久留米市5分の2、小郡市・朝倉市・大刀洗町各5分の1

[生徒割] 前年度の5月1日時点における各構成団体の生徒数の割合に応じて算定

(3) 生徒割の考え方

生徒数は毎年度変動するため、単年度の人数ではなく、一定期間の累計生徒数とし、現行の構成団体の枠組になった平成17年度から令和7年度までとします。

(4) 配分・分担割合

上記に基づく配分・分担割合は、次のとおりです。

	H17～R7
久留米市	69.15% (4,236人)
小郡市	12.11% (562人)
朝倉市	10.09% (422人)
大刀洗町	8.65% (322人)

* 表中の人数は、当該期間の累計生徒数

3 財産処分

(1) 金銭

令和7年度末の収支の差引額（基金の残高を含む）に未収金（就学支援金等）を加え、未払金（光熱水費等）を控除した額を配分割合に応じて構成団体へ配分します。

今後、法改正や急を要する支出がある場合は、変動する可能性があります。現時点では、全体で1,000～1,500万円程度を見込んでいます。

(2) 福岡県市町村職員退職手当組合脱退精算金

① 退職手当組合

退職手当組合（以下「退手組合」と記載します）は、財政負担の平準化等を目的とする一部事務組合であり、加入団体（令和7年度79団体）は、退職手当の原資となる負担金を拠出しています。

② 脱退精算

解散に伴い、組合は退手組合を脱退し、退手組合の規約により、加入から脱退までの累計積立額と累計退職手当支払額の差額を精算する必要があります。組合の状況は次のとおりであり、精算見込額を退職手当組合に納付する必要があります。（給与改定等による変更の可能性があります）

年度	累計積立額 A	累計退職手当支払額 B	精算見込額 A - B
S36～R7	708,157,221 円	961,899,180 円	▲253,741,959 円

③ 精算見込額

現時点の精算見込額において、各構成団体の配分・分担割合に応じた精算見込額は、次のとおりです。

	配分割合	精算見込額
久留米市	69.15%	175,462,565 円
小郡市	12.11%	30,728,151 円
朝倉市	10.09%	25,602,564 円
大刀洗町	8.65%	21,948,679 円

④ 精算金の抑制の取組・納付等

教員が引き続き公立高校に採用される場合は、当該高校の設置者が三井中央高校の勤続期間を通算し、一括して退職手当を支払いますので、当該教員の退職手当は精算金に含まれません。なお、三井中央高校の正規教員4人は、久留米市立高校等で採用する予定です。また、最長10年間の無利息での分割納付が可能となっています。

(3) 土地建物

① 現況

三井中央高校が所在する久留米市北野町の土地建物は、次のとおりです。

[土地] 20 筆 21,893 m²

[建物] 17 棟 7,744 m²

② 鑑定評価

鑑定業者による専門的見地からの土地建物の評価額は、自用の建物及びその敷地として 32,000,000 円です。

[土地] 32,000,000 円

更地評価額（土地を更地にして売却した場合の実勢価額） 407,000,000 円

解体費用 ▲367,000,000 円

市場性等減価修正（事務経費・金利負担等） ▲8,000,000 円

[建物] 殆どの建物は老朽化し、構造的にも一般的な利用用途が見出せないとして、解体を前提に評価額ゼロとなっています。

③ 対応

ア 鑑定評価（R6.1.31）で計上されている解体費については、労務単価の上昇等による解体費の増加が現に続いているため、実勢価格へ補正する必要があります。

そのため、国土交通省による解体費の直近3年の平均上昇率（6%）を適用すると、更地評価額を上回ることが見込まれます。

イ 久留米市が土地建物の一切を所有し、処分する場合の必要経費（解体費等）のほか、国庫補助返還金及び維持管理費用の全部を負担します。なお、売却した場合の価額は久留米市が収入しますが、解体費等の必要経費が売却価額を上回る分は、久留米市が負担します。

(4) 備品等

① 現況

財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を基本に、定額法による減価償却で算定した結果、備品の残存価額は、合計 804,921 円となりました。

② 対応

残存価額は簿価であり、経年劣化もしているため、残存価額で金銭化することは困難です。備品その他の消耗品とも、多くの不用品の処分費用を考慮するため、事務承継団体に引き継ぐものとします。

4 事務承継

事務承継団体は、最終年度の決算のほか、未収金の徴収や未払金の支払い、卒業証明や成績証明書の発行、土地建物の維持管理など、多岐にわたる事務を承継します。

事務局を担い、組合に関する実務や経過等を把握している等の状況を踏まえ、久留米市を事務承継団体とするため、組合規約を変更するものです。

第 5 1 号議案

令和 7 年度教育費 1 2 月補正予算（第 4 号）に係る意見の
申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 7 年度教育費 1 2 月補正予算（第 4 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和7年度教育費12月補正予算（第4号）に係る意見の
申出の臨時代理について

令和7年度教育費12月補正予算（第4号）に係る意見の申出につ
いて、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を
求める。

令和 7 年度教育費 1 2 月補正予算（第 4 号）に係る意見の
申出について

令和 7 年度教育費 1 2 月補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（按料）
歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		16,199,386	151,550	16,350,936
1	教育総務費	2,765,932	26,224	2,792,156
2	小学校費	3,125,106	23,775	3,148,881
3	中学校費	2,050,781	33,308	2,084,089
4	特別支援学校費	366,322	2,410	368,732
5	高等学校費	1,528,335	27,588	1,555,923
6	社会教育費	5,079,493	23,567	5,103,060
7	保健体育費	1,283,417	14,678	1,298,095

※ 上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む

第3表 債務負担行為補正（按料）

（追加）

事 項	期 間	限 度 額
久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う福岡県市町村職員退職手当組合負担金	令和8年度から令和17年度まで	180,000 千円

要求事項	予算要求額 千円	財源 国県支出金 千円	財源 地方債 千円	財源 その他 千円	内訳 一般財源 千円	要 求 内 容	令和7年度 当初予算額 千円
款項目：10-02-01 小学校統合事業 (教育部総務)	1,623				1,623	<p>◎大橋小・善導寺小学校の統合関連 令和8年4月1日に予定している大橋・善導寺小学校の円滑な統合に向けた、通学支援(路線バスによる登下校)にかかる費用を計上するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 西鉄バス定期券購入費用 (R8 4月～9月分、10月～3月分) 25,000円(6か月分)×1期×45名 西鉄バスを利用して通学する児童の定期券代について、令和8年度分を購入するもの。(1枚当たり500円のデジカセットを含む) 西鉄バス バス停移設工事負担金 善導寺バス停(下り)について、安全な場所に移設する。 「バスの乗り方教室」貸切バス借上料 大型バス1台(55,000円)×1日間 西鉄バスに乗って通学することになる児童を対象にバスの乗車方法の講習会を実施する。バスを借上げ、大橋小学校で実施予定。 	4,651
西鉄バス バス停移設案							

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	令和7年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	債その他 千円		
款項目：10-2-1 小学校統合事業 (学校教育課)	300				300	3,452
<p>◎小学校統合事業 令和8年4月の久留米市立大橋小学校及び久留米市立善導寺小学校の統 合に伴い、大橋校区からスクールバスで通学する児童の安全・安心を確保す るための見守りや安全体制を構築していくための経費を要求するもの。</p> <p>○スクールバス安全体制構築支援事業費補助金 300千円 18-2 補助金 300,000円×1校区</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】 令和3年度 下田・浮島・城島小学校統合時のスクールバス通学時に 交付実績あり。 ・下田校区 300千円 ・浮島校区 300千円</p> </div>						

要求事項	予算要求額 千円	財源			内容	令和7年度 当初予算額 千円
		国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円		
款項目：10-3-1 中学校35人学級導入に伴う施設整備 (学校施設課) (学校給食共同調理場)	36,700			36,700	◎中学校35人学級導入に伴う施設整備 (内訳) ○中学校施設維持管理事業 26,915千円 ○中学校管理費 9,785千円 令和8年度から導入予定の中学校35人学級について、導入に伴う施設整備や関係する備品の購入等に係る経費を補正するもの。 あわせて、年度内の執行が難しいため、繰越明許費を設定するもの。 【教室整備関係】 ○教室改修 26,915千円 【給食関係】 ○食缶等器具・コンテナ(委託料) 7,689千円 ○配膳台(備品購入費) 1,189千円 ○牛乳保冷庫・冷凍冷蔵庫(備品購入費) 707千円 ○パンケース・ご飯棚(消耗品費) 200千円	
国の動き		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和16年12月の大臣折衝において、令和8年度から中学校35人学級に向けた定数改善を行うことで合意 ● 令和7年6月11日に可決された、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」の附則において、公立中学校の学級編成の標準を令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置等を講ずることを明記 ● 令和8年度概算要求で教職員5,800人増員を要求 ● 中学校の学級編成基準を35人へ引き下げようとするための義務標準法改正案を来年の通常国会に提出予定 				

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	要 求 内 容	令和7年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	債その他 千円			
款項目：10-5 -1 久留米市外三市町高等学校組合負担金 (教育部総務)					0	◎三井中央高校退職手当組合への精算金 三井中央高校は、福岡県市町村職員退職手当組合に加入しており、令和8年3月31日の学校組合の解散に伴い、退職手当組合を脱退する。その際、加入から脱退までの累計積立額と累計退職手当支給額の差額を精算する必要があり、学校組合は、累計積立額を上回る退職手当額を支給されていたため、退職手当組合への精算金を構成団体に負担するもの。 令和7年度に退職手当組合と令和8年度以降の負担に関する覚書を結ぶ必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするもの。 【債務負担行為】 ・退職手当組合への精算金 18,000千円×10年 180,000千円	139,459
債務負担行為の設定をお願いしたい。180,000千円						○三井中央高校の財産処分と事務の承継団体の決定について 全構成団体の議会の議決が必要となる。 ⇒全構成団体の12月議会で議案を計上する予定	

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 5 2 号議案

令和 8 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 8 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和8年度
人事異動方針

—久留米市立高等学校教職員—

久留米市教育委員会

令和8年度人事異動方針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、「久留米市教育振興プラン」に基づき、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

令和 8 年度人事異動取扱要綱

－ 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

1 異動等について

(1) 教職員の意欲と能力の活用

ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。

イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。

ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

(2) 人事異動対象者の条件

同一校 10 年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。

なお、同一校の勤務が 10 年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 教職員の能力開発と意識改革の推進

ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。

イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

2 昇任・降任及び採用について

(1) 校長・教頭の任用について

ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。

イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。

イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、令和 8 年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。**
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下 略）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 5 3 号議案

山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画の決定並びに久留米市立小学校及び中学校の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

屏水中学校区に義務教育学校を新設するため、義務教育学校の設置場所、開校時期、新設に向けた取組事項等の基本的な事項について定めるとともに、山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画を決定し、本計画の対象校である久留米市立山本小学校、草野小学校、善導寺小学校及び屏水中学校を廃止するものである。

山本小学校・草野小学校・善導寺
小学校・大橋小学校の統合による
屏水中学校区の義務教育学校新設
基本計画

令和 7 年 1 1 月
久留米市教育委員会

目 次

本 編

はじめに	1
1 山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の 統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画決 定までの手順	2
2 屏水中学校区の義務教育学校の新設	3
3 義務教育学校の学校名・設置場所	4
4 義務教育学校の開校時期・施設整備等	5
5 義務教育学校の新設に向けて	6
6 義務教育学校の新設に向けた取組項目	7

資料編

1 これまでの児童生徒数・学級数の推移	1
2 児童生徒数・学級数の推計	4

本 編

はじめに

久留米市教育委員会では、小規模化が進む市立小学校の課題等に対応するため、基本的な考え方や対応等を取りまとめた「久留米市立小学校小規模化対応方針」を平成30年10月に策定しました。

対応方針では「子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できる1学年が複数の学級で構成されていることが望ましい」とし、小規模化対応の基本方策を「学校の統合」としています。

さらに、急激な少子化と学校施設の老朽化が全市的に進行していることから、令和5年2月に対応方針を改定しました。

その中では、小規模化対応を全市的に検討する優先順位として、児童数推計の観点から「既に複式学級が発生している学校」「今後、複式学級の発生が見込まれる学校」「望ましい学校規模を下回る学校」を掲げるとともに、学校施設の老朽化の観点から「老朽化により施設の更新が必要な小規模校については、優先的な対応の検討を行う」としたところです。

この対応方針に基づき、令和3年4月には、本市で初めてとなる下田小・浮島小・城島小学校の統合を実施しました。また、令和7年4月に青峰小と高良内小学校が統合し、令和8年4月には、大橋小と善導寺小学校の統合を実施します。これらの統合により、順次、望ましい学校規模を実現しているところです。

全国の出生数は、急速な減少が続いており、令和6年は68万6061人と初めて70万人を割り込み、過去最低を更新しました。この人数は、過去最多の昭和24年の約4分の1になります。

本市の出生数も、令和6年度は初めて2000人を下回る1999人となり、合併以降で最多の平成18年度の約3分の2以下となっています。

こうした状況を踏まえ、将来の社会を担う子どもたちのために、人口減少及び少子化に本格的に向き合い、持続的でより良い教育環境を構築する必要があります。

本計画は、令和8年4月の大橋小と善導寺小学校の統合の次の段階として、屏水中学校区の山本小・草野小・善導寺小・大橋小学校及び屏水中学校の5校による本市で初めての義務教育学校の新設に向けた基本計画です。

計画では、新設までの手順や開校時期等の基本的な事項を定め、屏水中学校区における新しい学校教育の実現に向けた具体的な検討を進めることについて、お示しします。

山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による 屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画決定までの手順

(1) 計画の位置付け

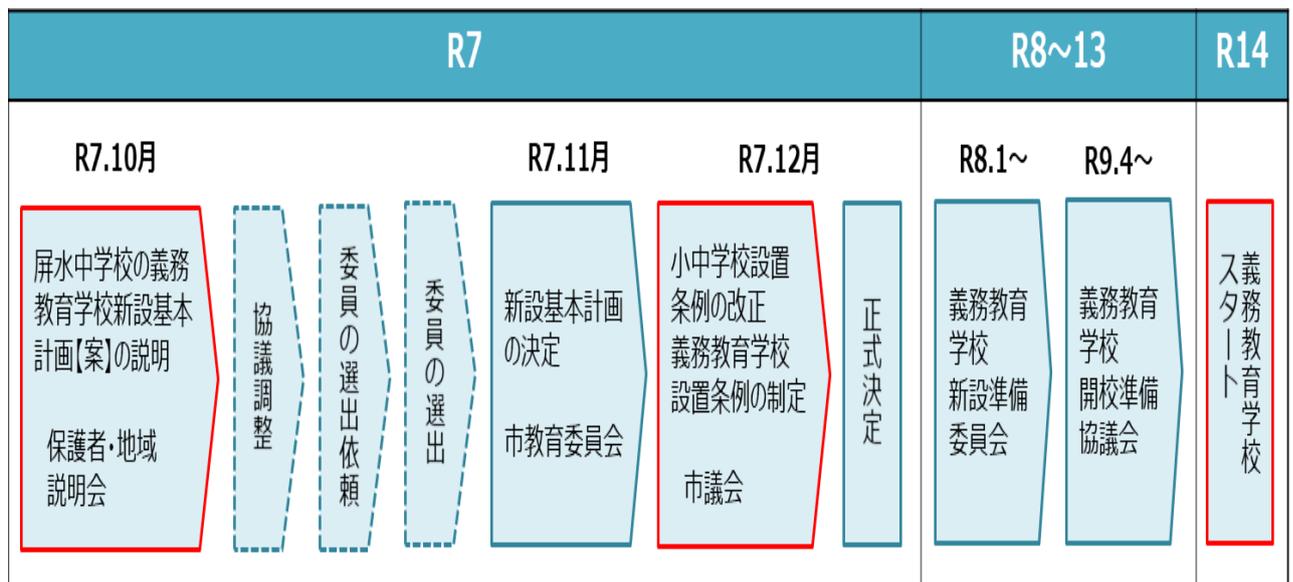
この計画は、令和8年4月の大橋小学校と善導寺小学校の統合の次の段階として、屏水中学校区の山本小学校、草野小学校、善導寺小学校、大橋小学校及び屏水中学校の5校による久留米市で初めてとなる義務教育学校の新設に向けた基本計画です。

計画の策定にあたっては、市教育委員会が対象となる小中学校の保護者や地域住民等の方々との協議調整を経たうえで、決定しました。

(2) 計画決定までの手順

- ① 義務教育学校新設基本計画案の内容について、保護者や地域住民等の方々との丁寧な協議調整を実施
▽
- ② 保護者や地域住民の組織等において、義務教育学校新設基本計画案及び義務教育学校新設準備委員会への委員の推薦等について了承
▽
- ③ 義務教育学校新設基本計画を教育委員会会議において議決し、正式に決定

【参考】義務教育学校開校までの流れ



2 屏水中学校区の義務教育学校の新設

(1) 義務教育学校の新設

- ① 急速な人口減少と少子化が進行する中、久留米市の子ども等の状況を踏まえると、小中連携教育の充実を図り、その手法の一つである小中一貫教育（義務教育学校・小中一貫校）の実施を検討する必要があります。
- ② 屏水中学校区では、大橋小・山本小・草野小学校とも全学年でクラス替えができない小規模校となっています。また、善導寺小学校を含む小学校のいずれも4つの小学校の全児童を受け入れる施設規模はなく、老朽化が進行し、災害リスクも見られています。
- ③ 屏水中学校区の全ての小学校は、基本的に全ての児童が屏水中学校に進学することを踏まえ、現在の屏水中学校に小中一体型の施設を整備することによって、小中学校を合わせた一つの学校である義務教育学校を屏水中学校区の新しい学校教育として位置付けます。

(2) 対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」及び「大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画」を踏まえ、屏水中学校区の4小学校と1中学校を再編し、義務教育学校を新設します。

山本小	草野小	善導寺小	大橋小	屏水中
				

【参考】義務教育学校の制度

設置根拠	条例	校長	1人
修業年限	前期課程6年 後期課程3年	教職員	小中学校を合わせて一つの組織
学年編成	1・2・3・4・5・6 7・8・9年生	教員免許	原則として小学校と中学校の免許が必要（当分の間はどちらか一方の所有でも可）

3 義務教育学校の学校名・設置場所

(1) 学校名

義務教育学校は新設になるため、学校名を新たに決定することになります。

義務教育学校に関する条例の制定にあたっては、仮称として「屏水義務教育学校」とし、開校までの間に正式決定したうえで、必要に応じて条例改正議案を提案します。

(2) 設置場所

義務教育学校の設置場所は、地理的な状況や施設の築年数を踏まえるとともに、小中学校一体となった義務教育学校の特長を活かすため、現在の屏水中学校の場所とします。

学校名	設置場所
屏水義務教育学校	久留米市山本町耳納1069番地1



4 義務教育学校の開校時期・施設整備等

(1) 開校時期

義務教育学校の開校にあたっては、教育課程の検討、教職員の確保と人材育成、施設・機能の整備等の準備が必要になることを踏まえ、次に掲げる時期をめざします。

開校をめざす時期
令和14年4月1日

(注) 開校時期については、今後、解決すべき様々な課題が考えられますので、めざす時期としています。

(2) 義務教育学校の施設整備等

現在の屏水中学校の施設や機能を基本的に活用した小中一体型の学校とし、義務教育学校として必要となる施設や機能については、安全性の確保や財源等を考慮しながら新たに整備します。

開校までの想定

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14 (予定)
基本構想	基本設計・実施設計		工事	→	→	開校

(3) その他

学校の新設に伴い、校章・校歌・校訓についても、義務教育学校が開校するまでの間に新たに決定することになります。

5 義務教育学校の新設に向けて

義務教育学校の新設に向けて決定する必要がある事項については、本計画決定後、学校・保護者・地域住民の方々等で構成する（仮称）義務教育学校新設準備委員会を設置し、基本構想等の基本的な事項を協議調整します。

その後、（仮称）義務教育学校開校準備協議会に移行し、開校に向けた具体的な項目について協議調整します。これらの状況については、ニュース等を作成して適宜広報していきます。

協議調整する場の設置

学校・保護者・地域住民の方々等で構成する協議調整の場を設置し、基本構想等の基本的な事項及び開校に向けた具体的な項目について協議調整します。

義務教育学校新設準備委員会

- [想定期間] 令和8年1月～令和9年3月
- [委員構成] 小中学校保護者（各校2名程度） 地域（各2名程度）
小中学校校長 市教育委員会
 - * 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱
- [開催頻度] 月1回程度の定期的な開催
 - * 必要に応じて複数回開催
- [主な内容] 義務教育学校の基本構想
めざす子ども像、屏水エリアの特色を活かした教育目標 など



義務教育学校開校準備協議会

- [想定期間] 令和9年4月～令和14年3月
- [委員構成] 小中学校保護者（各3名程度） 地域（各3名程度）
小中学校校長 市教育委員会
 - * 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱
- [開催頻度] 月1回程度の定期的な開催
 - * 必要に応じて複数回開催
- [主な内容] 義務教育学校の新設に向けて、具体的に検討が必要な事項

6 義務教育学校の新設に向けた取組項目

(1) 新設に向けた取組項目

義務教育学校の新設に向けて、主に次の項目について取組を進めます。
なお、具体的な内容は、前述の協議会等において協議調整を行います。

取組内容	主な内容
義務教育学校 設置のための 取組	◇ 学校名・校章・校歌・校訓の決め方 ◇ 学校施設の整備 ◇ 学校給食 等
子どもの意見 表明の機会	◇ ワークショップやアンケートの実施 ◇ 児童会・生徒会の交流 等
児童の安全・ 安心のための 取組	◇ 小学校間交流事業、小中学校間交流事業の実施 ◇ 通学路の整備及びスクールバス等の通学支援 ◇ スクールカウンセラーの配置拡充 等
その他の協議 検討項目	◇ 学童保育所の対応 ◇ コミュニティ・スクール ◇ 地域活性化（児童生徒に関する地域活動）

(2) 開校までのよりよい教育環境の確保

- ① 多様な考えに触れることができる機会の確保や円滑な開校に向けて、小学校間交流や小中学校間交流を実施します。
- ② 開校までの間に複式学級が編制される場合は、県教育委員会への教員の加配を要望します。配置されない場合は、市教育委員会で非常勤講師を配置し、複式学級を回避した形で授業を実施します。担任については、教員の中から選任し、協力連携しながら、円滑な学級運営に努めます。

資料編

1 これまでの児童生徒数・学級数の推移

屏水中学校区における昭和50年度から令和7年度までの児童生徒数・学級数の推移は次のとおりです。

(1) 児童数・学級数の推移

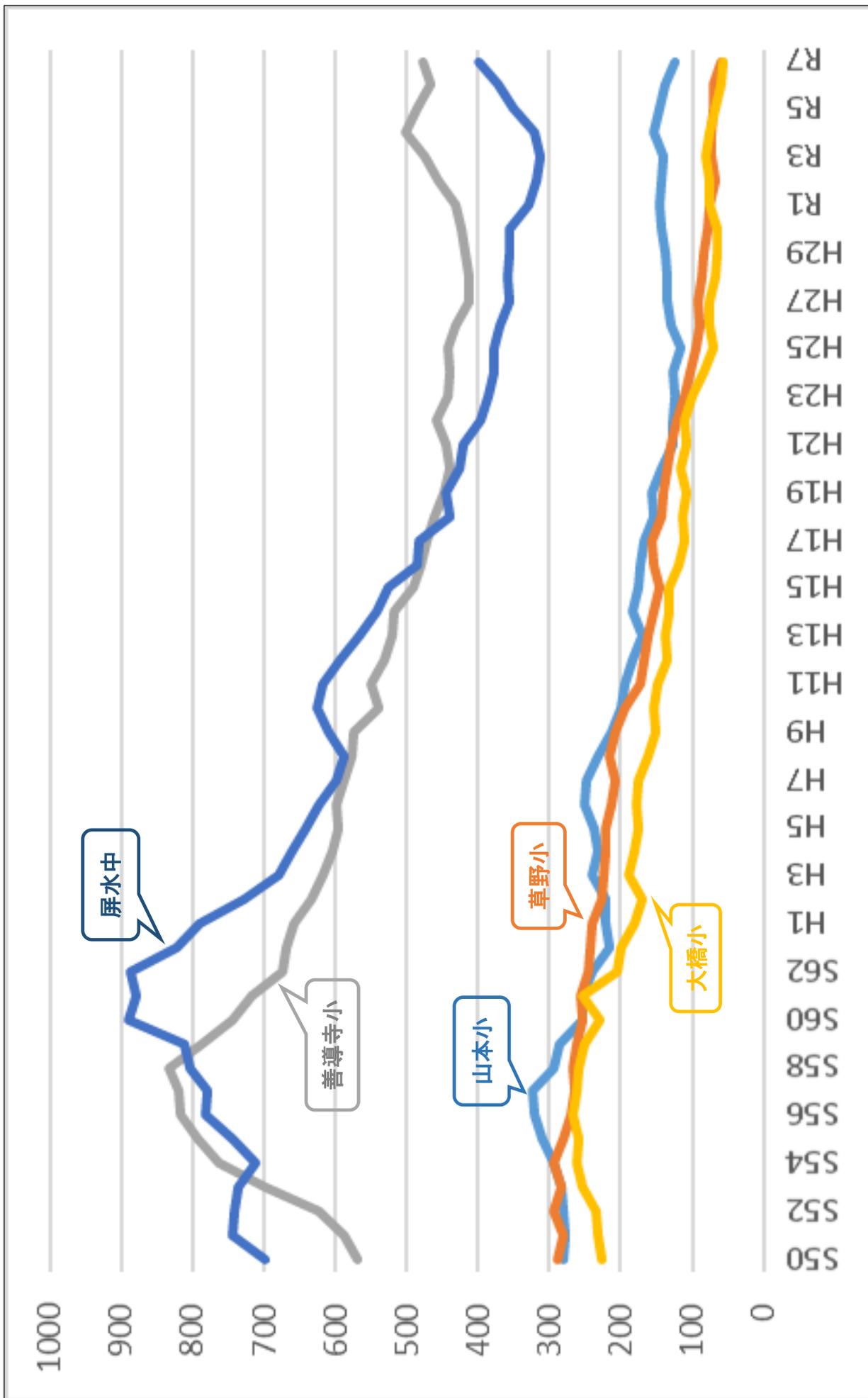
年度	山本小		草野小		善導寺小		大橋小		屏水中	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	生徒	学級
S50	282	10	290	11	569	15	227	7	699	19
S51	278	10	281	11	587	16	232	7	745	19
S52	282	11	293	12	622	18	235	7	743	19
S53	284	10	284	11	698	18	254	7	736	19
S54	295	10	294	11	764	20	261	7	712	18
S55	310	11	281	10	793	20	260	7	744	18
S56	321	12	271	10	816	20	266	8	782	18
S57	323	11	265	9	819	20	261	8	780	18
S58	294	11	266	8	832	22	260	8	804	19
S59	286	10	263	8	788	20	252	8	811	20
S60	253	8	254	8	745	20	229	7	890	22
S61	254	9	256	8	718	19	255	7	878	23
S62	241	8	246	8	674	18	205	6	888	23
S63	215	7	243	9	668	18	199	6	822	21
H1	221	7	241	9	659	18	180	6	790	21
H2	221	8	227	7	633	19	171	6	729	20
H3	239	9	224	7	619	19	188	7	680	19
H4	233	9	222	7	603	18	181	7	662	18
H5	237	9	222	7	595	18	176	7	642	19
H6	250	9	212	6	600	18	179	7	623	18
H7	249	9	207	6	587	18	175	6	599	17
H8	232	8	215	6	577	18	162	6	589	16
H9	214	7	209	6	574	18	151	6	609	17

年度	山本小		草野小		善導寺小		大橋小		屏水中	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	生徒	学級
H10	200	8	194	6	539	17	155	6	625	17
H11	194	8	173	6	551	18	149	6	617	17
H12	184	8	168	6	531	17	136	6	594	16
H13	170	7	163	6	521	17	138	7	566	15
H14	183	7	153	6	518	18	133	7	543	15
H15	175	6	147	7	490	17	132	7	527	15
H16	173	7	153	6	481	17	118	6	485	14
H17	167	7	157	7	471	16	110	7	483	14
H18	154	7	143	7	462	16	113	7	439	14
H19	157	7	141	7	447	15	109	7	444	14
H20	144	7	134	8	441	15	117	7	427	14
H21	128	7	129	7	446	16	108	7	421	13
H22	127	7	121	7	459	16	110	7	397	14
H23	125	7	110	7	442	15	99	7	386	14
H24	128	6	104	7	440	15	85	7	378	14
H25	117	7	95	7	443	14	71	7	378	13
H26	129	7	89	7	433	15	75	7	370	12
H27	134	7	91	7	413	15	75	7	356	12
H28	134	7	86	7	413	14	67	7	358	12
H29	138	8	84	7	419	15	65	7	355	12
H30	143	8	79	8	424	16	66	7	356	12
R1	147	8	75	8	431	18	75	7	328	11
R2	143	8	67	8	455	18	76	7	318	11
R3	140	8	73	8	474	20	81	7	314	11
R4	154	9	72	8	502	21	76	7	321	13
R5	146	9	70	8	485	20	68	7	350	15
R6	138	8	70	8	467	20	61	7	373	15
R7	124	8	61	7	478	21	57	7	399	17

(注) 各学校に在籍する全児童数(各年5月1日時点)、各学校の全学級数です。

児童生徒数（人）

(2) 各学校の全児童生徒数の推移グラフ



2 児童生徒数・学級数の推計

(1) 令和7年度の状況

山本小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
児童数	23	19	15	23	17	20	7	124
学級あたりの人数	23.0	19.0	15.0	23.0	17.0	20.0	-	-

草野小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7
児童数	5	11	12	12	14	5	2	61
学級あたりの人数	5.0	11.0	12.0	12.0	14.0	5.0	-	-

善導寺小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	3	2	2	3	2	3	6	21
児童数	76	66	55	95	67	78	41	478
学級あたりの人数	25.3	33.0	27.5	31.6	33.5	26.0	-	-

大橋小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7
児童数	12	4	7	10	8	10	6	57
学級あたりの人数	12.0	4.0	7.0	10.0	8.0	10.0	-	-

屏水中学校

	1年	2年	3年	特別支援学級	合計
学級数	4	4	4	5	17
生徒数	124	121	130	24	399
学級あたりの人数	31.0	30.2	32.5	-	-

(注1) 令和7年5月1日時点の全児童生徒数・学級数です。

(注2) 小学校は1学級35人編制、中学校は1学級40人編制です。

(注3) 特別支援学級は、障害種別ごとに1学級あたり児童生徒8人が上限です。

(注4) 大橋小学校は、2年生と3年生の組合せで複式学級が編制される人数ですが
県教育委員会による教員加配の特例措置により、複式学級になっていません。

(2) 児童生徒数・学級数の推計（通常学級）

住民基本台帳（令和7年5月）をもとに、過去5年間の児童数の増減率を反映して算定した児童生徒数・学級数の推計は、次のとおりです。

山本小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	1	1	1	1	1	1	6
	23	19	15	23	17	20	117
R8	1	1	1	1	1	1	6
	28	23	19	16	23	17	126
R9	1	1	1	1	1	1	6
	16	28	23	20	16	23	126
R10	1	1	1	1	1	1	6
	23	16	28	24	20	16	127
R11	1	1	1	1	1	1	6
	17	23	16	29	24	20	129
R12	1	1	1	1	1	1	6
	23	17	23	17	29	24	133
R13	1	1	1	1	1	1	6
	15	23	17	24	17	28	124

草野小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	1	1	1	1	1	1	6
	5	11	12	12	14	5	59
R8	1	複式学級		1	1	1	5
	6	5	11	12	13	13	60
R9	1	1	複式学級		1	1	5
	9	6	5	11	13	13	57
R10	1	1	1	複式学級		1	5
	14	9	6	5	12	13	59
R11	1	1	1	1	複式学級		5
	10	14	9	6	5	12	56
R12	1	1	1	1	1	1	6
	3	10	15	9	6	5	48
R13	複式学級		1	1	複式学級		4
	3	3	10	15	10	6	47

善導寺小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	3	2	2	3	2	3	15
	76	66	55	95	67	78	437
R8	3	3	2	2	3	3	16
	95	85	69	61	103	73	486
R9	3	3	3	2	2	3	16
	77	92	84	68	60	101	482
R10	3	3	3	3	2	2	16
	78	75	91	83	67	59	453
R11	2	3	3	3	3	2	16
	57	76	74	90	82	66	445
R12	2	2	3	3	3	3	16
	58	55	75	73	88	80	429
R13	2	2	2	3	3	3	15
	48	56	55	74	72	86	391

* 令和8年度以降は、大橋小学校の児童を含みます。

大橋小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	1	1	1	1	1	1	6
	12	4	7	10	8	10	51
R8							
R9							
R10							
R11							
R12							
R13							

* 令和8年度に善導寺小学校と統合し、同年度以降の児童数は善導寺小学校に含みます。

屏水中学校

	1年	2年	3年	合計
R7	4	4	4	12
	124	121	130	375
R8	4	4	4	12
	131	124	122	377
R9	4	4	4	12
	114	132	125	371
R10	4	4	4	12
	108	114	133	355
R11	5	4	4	13
	146	108	115	369
R12	3	5	4	12
	92	147	109	348
R13	3	3	5	11
	103	92	148	343

(注1) 表中は通常学級で各年度の上段は学級数、下段は児童生徒数です。

(注2) 過去5年間に1学年が上がるごとの児童数の増減値の平均を増減率として算出しています。

(注3) 小学校は1学級35人編制です。

中学校は、法改正の動向を踏まえ、令和8年度は1年生が1学級35人編制、2・3年生は1学級40人編制、令和9年度は1・2年生のみ35人編制、令和10年度以降は全学年で35人編制で計上しています。

(注4) 隣り合う2つの学年の児童数の合計が第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では16人以下で複式学級が編制されます。

(3) 中学校に入学予定の年齢別人数 (R7.5.1 現在)

中学校に入学予定の生徒の年齢別人数及び未就学児の住民基本台帳の年齢別人数は次のとおりです。

7年度年齢	12歳 (小6)	11歳 (小5)	10歳 (小4)	9歳 (小3)	8歳 (小2)	7歳 (小1)	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
入学予定年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
児童数	123人	118人	154人	96人	108人	121人	132人	101人	111人	80人	77人	59人
うち山本小	20人	21人	25人	15人	20人	23人	28人	15人	20人	14人	16人	9人
うち草野小	6人	14人	13人	12人	11人	5人	6人	8人	12人	9人	3人	3人
うち善導寺小	85人	74人	105人	61人	73人	80人	87人	64人	68人	49人	49人	36人
うち大橋小	12人	9人	11人	8人	4人	13人	11人	14人	11人	8人	9人	11人

(4) 義務教育学校の想定規模

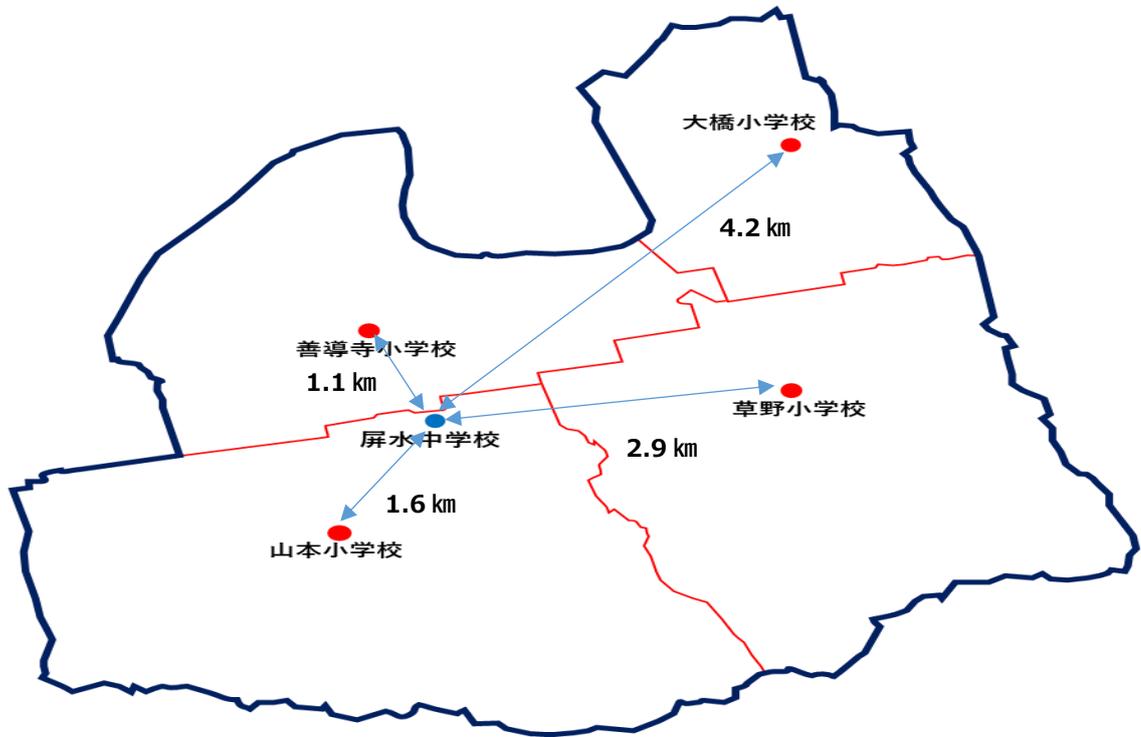
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	通常計	特支	総計
学級数	2	3	3	4	3	4	4	4	3	30	13	43
児童生徒数	59	77	80	111	101	132	121	108	96	885	60	945

(注1) 令和7年5月1日時点の入学予定の年齢別人数(未就学児は住民基本台帳)をもとに計上。なお、現時点で確定している令和6年度以降の人数となるため、令和13年度時点の推計となります。

(注2) 特別支援学級は、令和7年5月1日時点の障害種別・児童生徒数で推計しています

(5) 校区図

各小学校から屏水中学校までの学校間の距離は、次のとおりです。
なお、直線距離ではなく実際の通学経路で計測した道のりの距離を表記しています。



第 5 4 号議案

久留米市立義務教育学校設置条例に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立義務教育学校設置条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号)第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市立義務教育学校設置条例に係る意見の申出の臨時代理
について

久留米市立義務教育学校設置条例について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立義務教育学校設置条例に係る意見の申出について

久留米市立義務教育学校設置条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市立義務教育学校設置条例

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

屏水中学校区内の小学校及び中学校を再編するとともに、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定により、義務教育学校を設置するため、条例を制定しようとするものである。

久留米市立義務教育学校設置条例

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条ただし書(第49条の規定により準用する場合を含む。)の規定により、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すため、本市の区域内に必要な義務教育学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 本市の区域内の義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(仮称)屏水義務教育学校	久留米市山本町耳納1069番地1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(久留米市立小学校設置条例の一部改正)

2 久留米市立小学校設置条例(昭和39年久留米市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

〃 宮ノ陣小学校	〃 宮ノ陣町大杜393番地1
〃 山本小学校	〃 山本町耳納90番地
〃 草野小学校	〃 草野町矢作496番地1

」

を

「

〃 宮ノ陣小学校	〃 宮ノ陣町大杜393番地1
----------	----------------

」

に、

「

〃	大善寺小学校	〃	大善寺町夜明 1 2 6 8 番地
〃	善導寺小学校	〃	善導寺町与田 4 5 0 番地

」

を

「

〃	大善寺小学校	〃	大善寺町夜明 1 2 6 8 番地
---	--------	---	-------------------

」

に改める。

(久留米市立中学校設置条例の一部改正)

- 3 久留米市立中学校設置条例(昭和39年久留米市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

〃	筑邦西中学校	〃	大善寺町宮本 3 8 5 番地 1
〃	屏水中学校	〃	山本町耳納 1 0 6 9 番地 1

」

を

「

〃	筑邦西中学校	〃	大善寺町宮本 3 8 5 番地 1
---	--------	---	-------------------

」

に改める。

久留米市立小学校設置条例（昭和39年久留米市条例第13号）新旧対照表

現行		改正後（案）																																			
<p>(設置) 第1条 略 (名称及び位置) 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宮ノ陣小学校</td> <td>宮ノ陣町大杜393番地1</td> </tr> <tr> <td>山本小学校</td> <td>山本町耳納90番地</td> </tr> <tr> <td>草野小学校</td> <td>草野町矢作496番地1</td> </tr> <tr> <td>安武小学校</td> <td>安武町武島776番地1</td> </tr> <tr> <td>荒木小学校</td> <td>荒木町荒木1500番地</td> </tr> <tr> <td>大善寺小学校</td> <td>大善寺町夜明1268番地</td> </tr> <tr> <td>善導寺小学校</td> <td>善導寺町与田450番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p>		名称	位置	略	略	宮ノ陣小学校	宮ノ陣町大杜393番地1	山本小学校	山本町耳納90番地	草野小学校	草野町矢作496番地1	安武小学校	安武町武島776番地1	荒木小学校	荒木町荒木1500番地	大善寺小学校	大善寺町夜明1268番地	善導寺小学校	善導寺町与田450番地	略	略	<p>(設置) 第1条 略 (名称及び位置) 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宮ノ陣小学校</td> <td>宮ノ陣町大杜393番地1</td> </tr> <tr> <td>安武小学校</td> <td>安武町武島776番地1</td> </tr> <tr> <td>荒木小学校</td> <td>荒木町荒木1500番地</td> </tr> <tr> <td>大善寺小学校</td> <td>大善寺町夜明1268番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p>		名称	位置	略	略	宮ノ陣小学校	宮ノ陣町大杜393番地1	安武小学校	安武町武島776番地1	荒木小学校	荒木町荒木1500番地	大善寺小学校	大善寺町夜明1268番地	略	略
名称	位置																																				
略	略																																				
宮ノ陣小学校	宮ノ陣町大杜393番地1																																				
山本小学校	山本町耳納90番地																																				
草野小学校	草野町矢作496番地1																																				
安武小学校	安武町武島776番地1																																				
荒木小学校	荒木町荒木1500番地																																				
大善寺小学校	大善寺町夜明1268番地																																				
善導寺小学校	善導寺町与田450番地																																				
略	略																																				
名称	位置																																				
略	略																																				
宮ノ陣小学校	宮ノ陣町大杜393番地1																																				
安武小学校	安武町武島776番地1																																				
荒木小学校	荒木町荒木1500番地																																				
大善寺小学校	大善寺町夜明1268番地																																				
略	略																																				

久留米市立中学校設置条例（昭和39年久留米市条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
<p>(設置) 第1条 略 (名称及び位置) 第2条 本市の区域内の中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="478 1120 734 2060"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>筑邦西中学校</td> <td>大善寺町宮本385番地1</td> </tr> <tr> <td>屏水中学校</td> <td>山本町耳納1069番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p>	名称	位置	略	略	筑邦西中学校	大善寺町宮本385番地1	屏水中学校	山本町耳納1069番地1	略	略	<p>(設置) 第1条 略 (名称及び位置) 第2条 本市の区域内の中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="478 134 678 1075"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>筑邦西中学校</td> <td>大善寺町宮本385番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p>	名称	位置	略	略	筑邦西中学校	大善寺町宮本385番地1	略	略
名称	位置																		
略	略																		
筑邦西中学校	大善寺町宮本385番地1																		
屏水中学校	山本町耳納1069番地1																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
筑邦西中学校	大善寺町宮本385番地1																		
略	略																		

久留米市立義務教育学校の設置について

1 趣旨

市教育委員会では、令和6年度に決定した大橋小学校と善導寺小学校の統合基本計画の中で、大橋小学校と善導寺小学校の統合の次の段階として、屏水エリアの義務教育学校の設置に向けた協議を進めるとしていました。

今年度からは、教育委員会議・市議会の審議等を踏まえながら、説明会など様々な形で、保護者や地域の皆様等への説明及び質問や意見に対応する機会を重ねてきました。その結果、山本小・草野小・善導寺小・大橋小・屏水中PTA及び対象の校区コミュニティ組織との間で、(仮称)屏水義務教育学校新設基本計画案及び新設準備委員会の設置等について確認したところです。

2 議案の概要

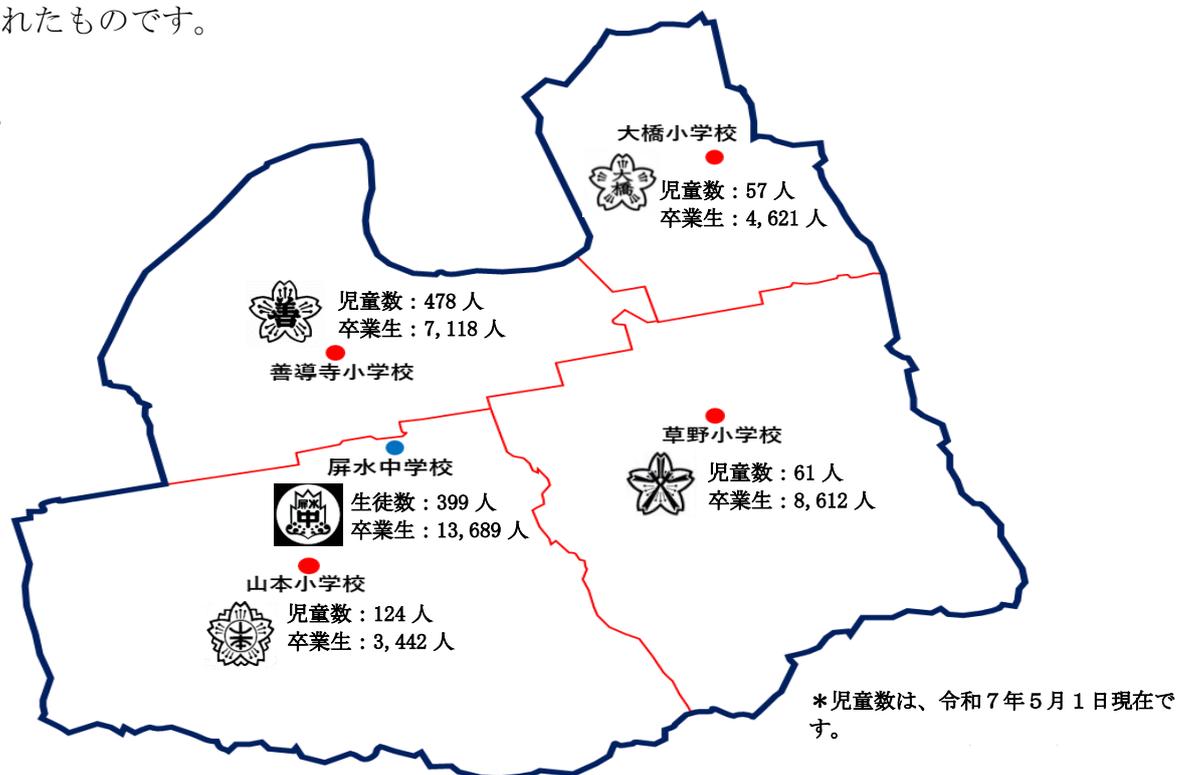
第53号議案 山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画の決定並びに久留米市立小学校及び中学校の廃止について

屏水中学校区に義務教育学校を新設するため、義務教育学校の設置場所、開校時期、新設に向けた取組事項等の基本的な事項について定めるとともに、山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画を決定し、本計画の対象である久留米市立山本小学校、草野小学校、善導寺小学校及び屏水中学校を廃止するものです。

第54号議案 久留米市立義務教育学校設置条例に係る意見の申出の臨時代理について

久留米市立義務教育学校設置条例を市議会に提案するにあたり、市長から意見を求められたものです。

3 参考



第 5 5 号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定に係る意見
の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定に係る意見
の申出の臨時代理について

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定に係る意見の申出
について、別紙のとおり教育長において臨時に代理したので報告し、承
認を求める。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定に係る意見
の申出について

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について、別紙のと
おり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設のうち、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センターの各専有部分を除いた部分

2 指定管理者に指定する者

久留米市東合川五丁目8番5号

公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

教育委員会後援事業等に関する報告

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和7年11月4日、6日、11日、13日、18日、20日、25日、27日	陸上教室無料体験会	MINT TOKYO AC	久留米総合スポーツセンター陸上競技場	後援	体育スポーツ課
2	令和7年10月26日 9:00～16:00	野球無料体験会	リーフラススポーツスクール	久留米市合川小学校 体育館	後援	体育スポーツ課
3	令和7年12月22日～26日 16:30～18:00	久留米市ジュニアボウリング教室	久留米市ボウリング協会	スポガ久留米	後援	体育スポーツ課
4	令和7年11月6日、11日、13日、18日、20日、25日、	チアダンス無料体験会	久留米チアクラブ	野中生涯学習センター	後援	体育スポーツ課
5	令和7年11月15日 13:00～15:00	リズムジャンプトレーニング講習会	寺島整骨院	荘島体育館 軽運動室	後援	体育スポーツ課
6	サッカー: 令和7年10月6日、20日、27日 17:00～18:00 陸上: 令和7年10月1日、8日、15日、22日、29日 17:00～18:00	株式会社太陽スポーツクラブ久留米営業所 無料体験会	株式会社太陽スポーツクラブ	サッカー: 正源寺グラウンド、陸上: 久留米陸上競技場サブトラック	後援	体育スポーツ課
7	令和7年11月30日、12月27日	キッズスポ ドッジボール大会	キッズスポ	11/30:久留米アリーナ、12/27:みづま総合体育館	後援	体育スポーツ課
8	令和7年9月27日、28日	第19回福岡県スポーツ少年団バレーボール交流大会	公益財団法人福岡県スポーツ協会福岡県スポーツ少年団	久留米アリーナ、西田体育館、三瀬農業者トレーニングセンター、城島体育館	後援	体育スポーツ課
9	令和7年11月2日(日)午前公演10:30～13:00 午後公演15:00～18:00	キッズミュージカル モロゾフ	nano	佐賀市文化会館大ホール	後援★	生涯学習推進課
10	令和7年11月8(土)・11日(火) 10:00～11:40	家事家計講習会	久留米友の会	久留米大学「つながるめ」(11月8日) 久留米友の家(11月11日)	後援	生涯学習推進課
11	令和7年11月3日(月祝)、16日(日)、29日(土)9:00～15:00 令和7年12月6日(土)、14日(日)、21日(日) 9:00～15:00	ハレルーヤ自由研究	NPO法人 くるぶら	荒木校区コミュニティセンター、三瀬校区コミュニティセンター、その他(みやき町こすすす館、若葉まちづくり推進センター、筑後北部交流センター、おりなす八女)	後援	生涯学習推進課
12	①事前研修: 令和7年12月28日(日)9:00～12:00 ②本研修: 令和8年1月10日(土)8:30～12日(月)17:00	小6～中1ブリッジキャンプ	こども冒険企画	①事前研修: Zoom ②本研修: 菊池少年自然の家(熊本県菊池市原4885-5)	後援	生涯学習推進課
13	【事前研修】令和7年12月21日(日)10:00～16:00 【本研修】令和8年1月17日(土)8:00～18日(日)20:00	スキーキャンプ2026	筑後きらめキッズ	【事前研修】サンコア(福岡県筑後市山ノ井889) 【本研修】九重森林公園スキー場(大分県玖珠郡九重大字湯坪612-1)【宿泊施設】みはらしのやど日向(大分県玖珠郡九重町湯坪1010)	後援	生涯学習推進課
14	①事前研修: 令和8年1月25日(日)9:00～12:00 ②本研修: 令和8年2月21日(土)8:30～23日(月)17:00	中学生キャンプ	こども冒険企画	①事前研修: Zoom ②本研修: 英彦山青年の家(福岡県田川郡添田町大字英彦山32-18)	後援	生涯学習推進課
15	令和8年3月28日(土)～3月29日(日)10:00～18:00	華道家元池坊 久留米支部花展	池坊久留米支部	久留米シティプラザ 展示室1・2・3	後援	生涯学習推進課
16	令和7年11月1日(土)10:30～16:00	第14回マーメイドフェスタin久留米秋コス2025	マーメイドフェスタ実行委員会	久留米シティプラザ六角堂広場、ほとめき通り商店街	後援	生涯学習推進課
17	令和7年11月15日(土)10:00～11:00	家族の未来に寄り添う会	家族の未来に寄り添う会	オンライン	後援	生涯学習推進課
18	令和7年11月22日(土)～11月23日(日)9:00～16:00	第36回九州さつき盆栽展	九州さつき愛好会	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
19	令和8年1月11日(日)13:30開演予定	第54回市民プラスコンサート2026 ニューイヤー・バンド・フェスティバル	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習推進課
20	令和8年5月17日(日)13:00開演予定	第37回くるめ新人演奏会	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
21	令和7年12月20日(土)11:00～12:00	0歳からのキッズコンサート	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
22	令和8年1月18日(日) 14:00～16:15	久留米大学附設高等学校合唱部 第15回記念定期演奏会	久留米大学附設高等学校合唱部	石橋文化ホール(久留米市野中町1015)	後援★	生涯学習推進課
23	令和7年12月21日(日)13:30～16:30	第7回くるめ吃音のつどい	福岡言友会	久留米大学 御井学舎 900号館「つながるめ」	後援	生涯学習推進課
24	令和7年12月21日10:00～16:00	未来を描く一日～4校の魅力を自分で見つける～	高等教育コンソーシアム久留米	くるめウス(久留米市新合川1丁目1-3)	後援	学校教育課
25	令和7年12月21日10:00～16:00	第10回サイエンスモールinくるめ	高等教育コンソーシアム久留米	青少年科学館1階特別展示室	後援	学校教育課
26	令和7年12月6日13:15～16:00	職業体験INマリア	聖マリア学院大学	聖マリア学院大学	後援	学校教育課
27	令和7年12月17日10:40～12:15	パペットシアターPROJECT	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	久留米市立金丸小学校・多目的ホール	後援	学校教育課
28	令和8年2月13日12:45～16:45 令和8年2月14日8:45～12:45	令和7年度福岡教育大学附属久留米小学校研究発表会	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学附属久留米小学校	後援	学校教育課
29	青少年海外交流事業 令和8年3月24日～4月5日 国内英語研修 令和8年3月29日～令和8年4月3日	青少年海外交流事業(チャレンジ・ホームステイ/寮・ホテル滞在)国内英語研修	特定非営利活動法人 日本国際交流振興会	主に海外	後援	学校教育課
30	令和7年11月7日14:00～17:00	筑同研課題別研「健康」保障学習会	筑後地区人権・同和教育研究協議会	宮ノ陣クリーンセンター 環境交流プラザ 大会議室	後援	学校教育課
31	令和7年12月6日10:00～15:00	第8回 KURUME BOOK CAMPUS	KURUME BOOK CAMPUS 運営委員会	久留米大学地域連携センター「つながるめ」	後援★	学校教育課

令和8年度久留米市立小・中・高・特別支援学校の入学式について

令和8年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校の入学式の期日は、
下記のとおりです。

記

年	月日	曜日	学校名等
令和8年	4月 7日	火	南筑高等学校 久留米商業高等学校
	4月 9日	木	中学校
	4月10日	金	小学校
	4月13日	月	久留米特別支援学校 (午前：小学部・中学部、午後：高等部)

(参考)

令和7年度卒業式

年	月日	曜日	学校名等
令和8年	3月 1日	日	南筑高等学校, 三井中央高等学校
	3月 3日	月	久留米商業高等学校
	3月 5日	木	久留米特別支援学校 (高等部)
	3月12日	木	久留米特別支援学校 (小学部・中学部)
	3月13日	金	中学校
	3月17日	火	小学校

令和7年度入学式

年	月日	曜日	学校名等
令和7年	4月 8日	火	南筑高等学校, 久留米商業高等学校
	4月 9日	水	中学校
	4月10日	木	小学校
	4月11日	金	久留米特別支援学校 (小学部・中学部・高等部)

久留米市中学校英語スピーチコンテスト実施報告

1. 実施内容

- 期 日 令和7年10月10日（金）午後
- 会 場 えーるピア久留米 視聴覚ホール
- 出場校 久留米市立中学校（17校）、福岡教育大学附属久留米中学校、久留米信愛中学校
- 出場者 各学校1名（19名）
- 内 容 **【自由の部】**
 - ・自分に関わる内容（経験や感想、意見など）を自分の言葉で表現する。（400語以内）
 - ・2分30秒～3分以内のスピーチとする。
 - ・プレゼンテーションや拡大写真などの「視覚に訴える道具」は使用しない。
- 表 彰 各部門の優勝・準優勝、それ以外の生徒全員に優秀賞

2. 結果

- 【優勝】福岡教育大学附属久留米中学校2年 木村 梓乃さん
『Kindness and Understanding Build Bridges Beyond Borders』
- 【準優勝】宮ノ陣中学校3年 鷲崎 桜陽さん
『The importance of Communication』
※優勝・準優勝者を北筑後中学生英語スピーチコンテストに推薦
（11月8日（土）朝倉地域生涯学習センターにて開催）

3. その他

- ・第34回久留米市中学校英語スピーチコンテスト
 - 期 日 令和8年10月8日（木）
 - 会 場 えーるピア久留米 視聴覚ホール

	TITLE(演題)	学校名	学年
1	My Hero, My Mother	櫛原中学校	3
2	The Place I Belong	田主丸中学校	3
3	What Is "Ordinary"?	城島中学校	3
4	Kindness and Understanding Build Bridges Beyond Borders	附属久留米中学校	2
5	Lessons From Basketball	明星中学校	3
6	The Importance of Communication	宮ノ陣中学校	3
7	More Than Just Pets: They Are Family	良山中学校	3
8	One Small Step Can Change Everything	牟田山中学校	3
9	We Live Thanks to Each Other's Work	屏水中学校	3
10	My Life Is Not Only Mine	江南中学校	3
11	Speaking Is Believing	久留米信愛中学校	3
12	The Teacher I Want to Be	筑邦西中学校	3
13	My Passion	青陵中学校	3
14	My Life With English	城南中学校	3
15	What Do You Think When You Hear the Word "Family" ?	諏訪中学校	3
16	Two Unique Cultures	三瀨中学校	3
17	Towards a World That Accepts Everyone	荒木中学校	3
18	Even If You're Not Perfect	北野中学校	3
19	What Is Curiosity?	高牟礼中学校	1

小中学校における不登校の状況について

1 不登校の状況

(1) 不登校の児童生徒数・割合

① 令和6年度の久留米市の不登校は、小中学校とも次のような状況であり、全国と同様に増加傾向です。

小学校 439人 (前年比+52人 +13%)

中学校 587人 (前年比+89人 +18%)

合計 1026人 (前年比+141人 +16%)

② 不登校出現率は、小学校、中学校ともに全国平均を上回る結果となりました。

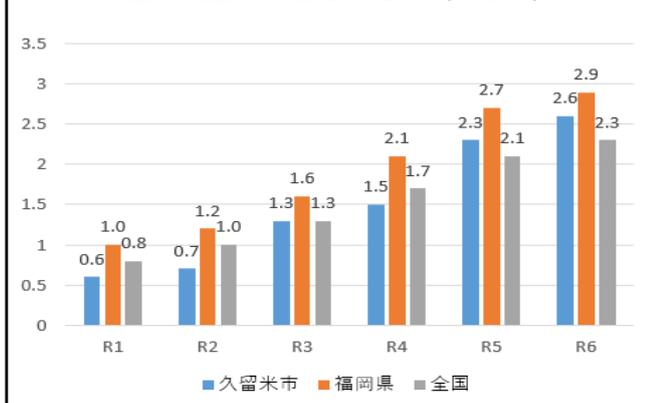
【小学校】

	項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市	不登校人数	107	136	216	260	387	439
	割合	0.6	0.7	1.3	1.5	2.3	2.6
県	不登校人数	2,706	3,318	4,359	5,778	7,328	8,008
	割合	1.0	1.2	1.6	2.1	2.7	2.9
国	不登校人数	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	割合	0.8	1.0	1.3	1.7	2.1	2.3

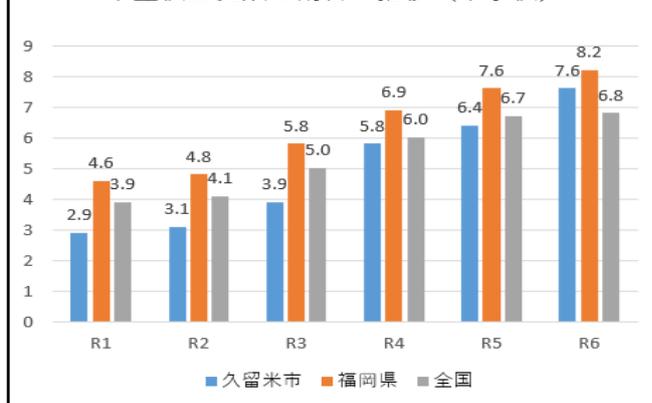
【中学校】

	項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市	不登校人数	215	229	296	440	498	587
	割合	2.9	3.1	3.9	5.8	6.4	7.6
県	不登校人数	5,889	6,247	7,710	9,165	10,820	11,594
	割合	4.6	4.8	5.8	6.9	7.6	8.2
国	不登校人数	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	割合	3.9	4.1	5.0	6.0	6.7	6.8

不登校児童数の割合の推移 (小学校)

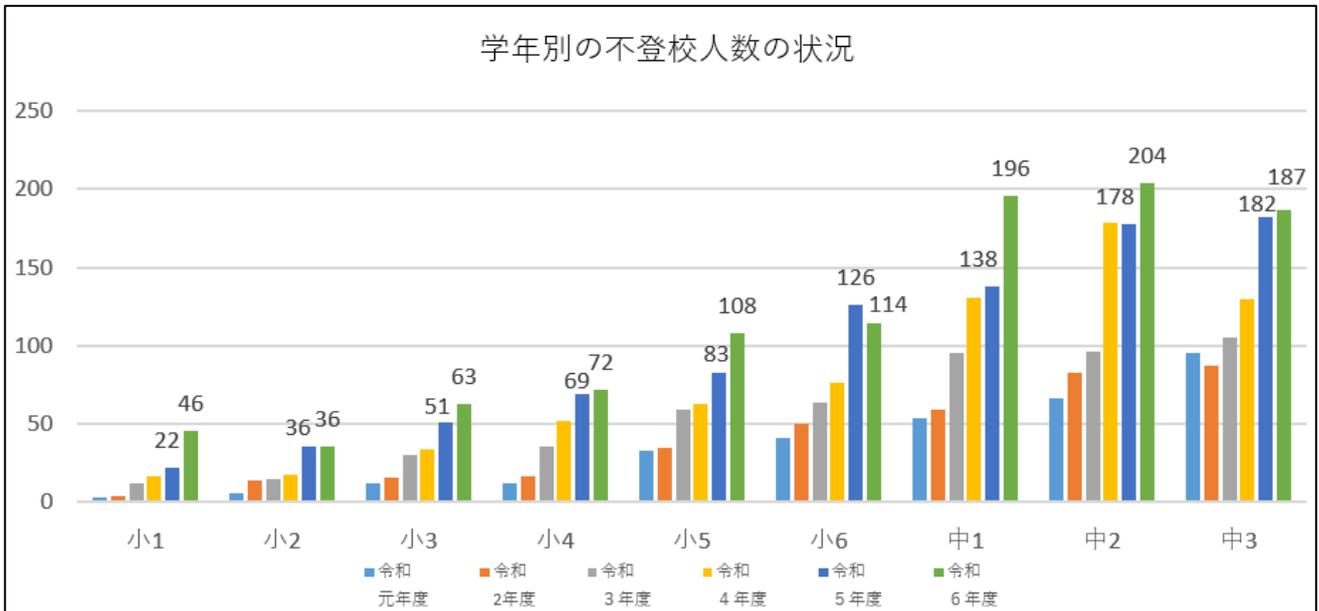


不登校生徒数の割合の推移 (中学校)



(2) 学年別の不登校人数

学年別の人数では、ほぼ全学年で増加傾向となっています。また、学年が上がるにつれて増加傾向にあります。特に、小学校低学年の児童や、進学前の小6・中3の不登校人数が増えています。



(3) 欠席日数等の状況

令和5年度は、小学校では、欠席90日未満の割合が多いが、中学校段階になると、欠席90日以上の割合が増加し、不登校の長期化が伺えます。

また、令和6年度、小学校の出席10日以下の割合は1割を超え、ほとんど学校に登校できていない児童が増えてきている。

【小学校】

欠席日数等	R5年度 (人)	
	人数	割合
欠席90日未満	221人	57.1%
欠席90日以上	166人	42.9%
うち出席10日以下	29人	7.4%
うち出席ゼロ	13人	3.3%



R6年度 (人)	
人数	割合
261人	59.5%
178人	40.5%
52人	11.8%
20人	4.6%

【中学校】

欠席日数等	R5年度 (人)	
	人数	割合
欠席90日未満	175人	35.1%
欠席90日以上	323人	64.9%
うち出席10日以下	52人	10.4%
うち出席ゼロ	8人	1.6%



R6年度 (人)	
人数	割合
257人	43.8%
330人	56.2%
73人	12.4%
25人	4.3%

(4) 不登校児童生徒について把握した事実（不登校の主な要因）

小学校は「不安・抑うつ」、「生活リズムの不調」「親子の関わり方」「障害に起因する特別な教育的支援の相談」が各々2割を超えるという状況となっています。

また、中学校は「学校生活にやる気がでない（無気力）」が最も高く、「不安・抑うつ」、「生活リズムの不調」が続いています。

R6 小学校 不登校児童について把握した事実

区分		市	全国
1	いじめの被害の情報や相談	0.0%	1.8%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談	9.8%	11.8%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談	6.2%	4.4%
4	学業不振や頻繁な宿題の未提出	9.3%	15.4%
5	学校のきまり等に関する相談	1.6%	2.0%
6	入学、転編入学、進級時の不適應による相談	3.4%	3.8%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談	12.1%	10.3%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談	20.5%	16.9%
9	生活リズムの不調に関する相談	23.5%	26.2%
10	あそび、非行に関する情報や相談	6.2%	1.8%
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	17.3%	30.1%
12	不安・抑うつ相談	23.9%	24.1%
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談	20.1%	9.6%
14	上記以外の個別の配慮についての求めや相談	7.1%	8.1%

R6 中学校 不登校生徒について把握した事実

区分		市	全国
1	いじめの被害の情報や相談	0.0%	1.1%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談	11.8%	14.1%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談	1.0%	2.3%
4	学業不振や頻繁な宿題の未提出	7.0%	15.7%
5	学校のきまり等に関する相談	1.9%	2.1%
6	入学、転編入学、進級時の不適應による相談	2.6%	5.2%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談	2.9%	6.6%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談	7.2%	9.9%
9	生活リズムの不調に関する相談	20.6%	24.3%
10	あそび、非行に関する情報や相談	6.5%	3.8%
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	37.6%	30.1%
12	不安・抑うつ相談	28.3%	24.4%
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談	10.6%	6.2%
14	上記以外の個別の配慮についての求めや相談	7.7%	5.2%

(5) 不登校児童生徒への支援結果（不登校復帰率）

不登校児童生徒への支援状況を見ると、過去3か年では、小中学校で3割を超える児童生徒が復帰に繋がっており、復帰率は全国を上回っています。

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	市	25.2%	16.2%	23.6%	31.9%	37.7%	35.8%
	国	22.8%	27.8%	27.1%	27.6%	30.6%	30.7%
中学校	市	52.1%	51.9%	47.6%	39.8%	44.0%	38.5%
	国	22.8%	28.1%	28.1%	27.0%	30.0%	29.8%
合計	市	43.1%	38.6%	37.5%	36.9%	41.2%	37.3%
	国	22.8%	28.0%	27.8%	27.2%	30.2%	30.1%

(6) 不登校生徒の中学校卒業後の状況

中学校卒業後の状況では、生徒の9割近くが進学や就職をしています、1割程度の生徒は、進路先が未確定のまま卒業しています。

	高等学校等進学者				就職者等	その他
	全日制	定時制	通信制	特別支援 学校高等部		
令和3年度	41.9%	6.7%	36.2%	0.0%	3.8%	11.4%
令和4年度	37.7%	10.0%	36.9%	4.6%	4.6%	6.2%
令和5年度	33.2%	9.2%	41.8%	1.1%	3.8%	10.9%
令和6年度	35.9%	8.6%	39.6%	2.1%	5.3%	8.6%

2 今後の取組等

本年度に設置した「久留米市不登校対応施策推進委員会」や当事者の意見等も参考にしながら「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」の3つの柱による支援を深化・充実していきます。

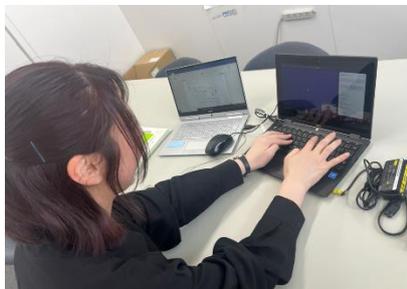
主な事項

➤ 居場所づくり

- ・ 校内教育支援教室の拡充（小学校内の居場所づくり）
- ・ フリースクール等利用児童生徒支援補助事業の開始

➤ 学習支援

- ・ ICTを活用した学習支援
自宅にいる児童生徒への学習保障と社会的自立に向けた支援の具体化



【支援の様子】



【オンラインの画面】



【学校との情報共有】

➤ 相談体制

- ・ 不登校に関する情報リーフレットの作成、進路説明会の開催
保護者のニーズが高い支援情報や高校の進路情報等の情報発信強化

令和7年度 小学校水泳授業民間プール活用事業の実施について

令和7年度から『児童の泳力向上』『児童の安全安心の確保』『教職員の負担軽減』等を目的に、久留米市立小学校6校の全児童を対象に、民間の屋内プールを活用した水泳授業を実施しました。

(1) 事業概要

① 実施方法

民間のスイミングスクール事業者への業務委託



② 主な委託内容

- ・ 屋内温水プールの使用
- ・ 学校と当該施設間のバスによる送迎
- ・ インストラクターによる水泳指導

③ 指導内容

- ・ 2～3学級を同時に指導
- ・ 児童を泳力別に3グループ以上に分けて、各グループに、インストラクターを1名以上配置
- ・ 1学級につき年4回実施（1回につき2コマ分）

④ 対象校・事業者・契約金額

小学校名	児童数 (R7.5.1)	事業者	契約金額 (1年あたり)
上津	734人	イトマンスイミング久留米東校	5,500,000円
高良内	576人	イトマンスイミング久留米東校	4,419,250円
津福	594人	イトマンスイミング久留米校	4,546,300円
城島	282人	アクセス・ジャパン城島 (3校は合同で授業を実施)	2,798,400円
江上	88人		
青木	78人		
合計人数	2,352人	合計金額	17,263,950円

⑤ 実施期間

5月～12月



(2) 児童・教員の声

① 児童



- ・自分のレベルにあった指導を受けることができた。
- ・先生たち（インストラクター）に教えてもらって、去年よりも上手に泳げるようになった。
- ・泳ぐことが苦手だったけど、好きになった。

児童の
泳力向上

② 教員



- ・直射日光が当たらないことがよかった。
- ・プールサイドが熱くなかった。

児童の
安全安心の確保

- ・室内プールであるため、雨天時も実施することができる。熱中症のリスクも減った。
- ・指導、監督する人数が増えたので、安全面でのリスクが減った。

教員の
負担軽減

- ・プールの外から児童を見ることができると、学習評価がしやすくなった。
- ・日常的なプールの維持管理の手間が減った。

以上のように『児童の泳力向上』『児童の安全安心の確保』『教職員の負担軽減』等の効果が見受けられました。また、学校、子どもたち、事業者への聞き取りにおいては、現在、課題は上がっておりません。

(3) 今後の導入スケジュール

10年以内にプールの大規模修繕を控えている学校のうち、移動時間と水泳指導の時間を合わせて、授業実数2コマでの授業を実施できる学校26校を対象に、毎年5校程度ずつ対象校を増やしていく予定です。

	R7	R8	R9	R10	R11
学校数	6校	5校	5校	5校	5校
実施校の累計	6校	11校	16校	21校	26校

(4) 26校以外の学校について

民間プールを活用した水泳授業は効果が出ていることから、プール施設までの移動時間が長くなる学校についても検討してまいりたいと考えております。

この場合、他の授業に影響が出ないように移動時間を活用したホームルームの実施等、カリキュラムにおける工夫について学校と意見交換してまいります。